

## 49 基礎法務研修（新採用職員）

～ 法に明るい職員をめざして～

目的	法の解釈適用、条例・規則・要綱の使い分け、財産管理・指定管理、債権管理などの自治体法務における主な項目について、新採用職員向けに平易に解説し、参加者の基礎的な法務能力の向上を図る。			
内容	法律や条例等を使いこなすために基礎となる「法的な考え方」を身に付ける。			
実施年月日	第1組：令和6年11月11日（月） 第2組：令和6年11月12日（火） 第3組：令和6年11月13日（水）	定員	各組 80名	
対象者	新規採用された職員			
実施場所	大分県自治人材育成センター			
推薦期限	令和6年10月11日（金）	《第13回》	経費内訳	内訳表1
指定ホテル	—		その他留意事項	—
研修講師 (プロフィール)	<p>【自治体法務ネットワーク（北九州市職員） 森 幸二（もり こうじ）氏】</p> <p>北九州市職員。政策法務、公平審査担当、議員立法案を歴任。 2004年から、自治体職員・議員の法務研究会「自治体法務ネットワーク」の世話人。北九州市、熊本市、中津市などで定例の研究會を開催。九州各県を中心に多くの自治体で職員・議員の法務研修講師（地方自治研究機構、全国町村会など）。他に、条例制定支援、法務相談、自治体法務に関する執筆を行う。</p> <p>&lt;主な著書&gt; 『森幸二の自治体法務研修』（ぎょうせい） 『自治体法務の基礎と実践』（ぎょうせい） 『1万人が愛したはじめての自治体法務テキスト』（第一法規） 『自治体法務の基礎から学ぶ 指定管理者制度の実務』（ぎょうせい）</p>			
受講者の声	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修を通して、条文には表れない大切なことに気づくための「法的なものの考え方」を学ぶことができた。</li> <li>・これまで、法律や条例を文言通りに捉えていたが、目的を意識しながら法解釈をしなければならぬことを学んだ。</li> <li>・法の条文の解釈や「条例、規則、要綱」の違い、行政処分や行政指導のこと等、とても勉強になることばかりで、今後の法に対する解釈や考え方が変わった。</li> <li>・法を理解するには読むのではなく、目的が何かを考え解釈することが必要だと知った。今まで目的についてあまり考えていなかったもので、これからは意識したいと思った。</li> <li>・法令の捉え方について、これまでの自分自身の法令の見方とは全く異なる視点で捉え直すことができた。改めて、市役所職員として法律や条例などを捉え直すことや、適切な理解を得た上で市民の方々に向き合うことの重要性を学んだ。</li> </ul>			
備考				

## 時間割

		9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
		8:50	20	30					15	
1日目	受付	オリエンテーション	1. 入門編 ・法的な考え方と法的な価値判断 ・法の解釈適用～理論と実践～ ・条例・規則・要綱のしくみ ・契約と行政処分のしくみ ・行政組織のしくみ			昼食	2. 基礎編 ・自治体における法的な課題 ・委託と補助のしくみ ・財産管理・指定管理者制度のしくみ ・債権管理のしくみ ・住民のための法務とは			閉講

※上記内容は、研修実施時に変更されることがありますので、予めご了承ください。